

第83回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

会社の体制及び方針に関する事項

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

岩谷産業株式会社

6. 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、創業以来、「世の中に必要な人間となれ、世の中に必要なものこそ栄える」を企業理念として掲げ、常にならぬ世の中が求める新しい価値、お客様が求める価値の創造に努め、社会に貢献することを目指しています。

株主様、お取引先様、従業員などからの信頼と期待に応えることが会社繁栄の絶対条件と考え日々の事業経営に取り組んでおります。

この企業理念を踏まえ、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システム基本方針を定め、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の業務の適正を確保するための体制を構築・運用しております。

① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、取締役会は、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、会社の業務執行を適正かつ健全に行うため、実効性ある内部統制システムと遵法体制の構築・運用に努めます。監査役会は、課題の早期発見と是正に向けて、会社の業務執行を監視します。

また、当社グループの事業活動における遵法体制の徹底、強化のために、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令遵守の徹底を図ります。さらに、あらゆる事業活動の局面においてグループの経営者、従業員が遵守すべき規範である「イワタニ企業倫理綱領」により、経営理念や倫理観・価値観を共有するとともに、コンプライアンス研修を実施することで、コンプライアンス意識の向上を図ります。

財務報告の信頼性確保に向けては、金融商品取引法及び関係法令に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制システム構築の基本的計画及び方針を定め、グループ全体で十分な体制の構築と適切な運用に努めます。

市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処することを当社グループの行動指針として制定するとともに、平素より対応統括部署を定め外部専門機関と連携し、不当要求への対応、反社会的勢力に関する情報収集を行います。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、取締役会、取締役・執行役員合同会議等の議案書・議事録、その他その職務の執行に係る情報を法令・社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理します。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理体制として、社長直轄の組織として「危機管理委員会」を設置し、グループ全体のリスクを統合的に管理します。当委員会の傘下には、コンプライアンス、工場保安等の想定される主要なリスクに対応する個別委員会を設け、顕在しないし潜在する企業危機への総合的な対応を行います。

④ 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの中期経営計画を策定し、連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入するとともに、グループ企業の経営を統括する部門を設置し、グループ全体の基本戦略や経営課題を討議するための会議を定期的開催します。

当社では、取締役の職務の執行を効率的に行うために執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と権限の委譲を進めることにより、取締役会のもつ企業戦略の意思決定機能及び監督機能を強化し、より効率的な経営を推進します。

また、職務分掌に係る規程、決裁に係る規程に基づき、職務の執行の効率化を図り、併せて基幹系情報システムの活用により、経営資源の統合的な管理と全社的な業務の効率化に取り組みます。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は「グループ経営に関する規程」に基づき、グループ企業の経営計画・年度予算等、経営の重要事項に関する事前承認事項やその他の事業活動の報告事項を定め、定期的な報告に加え、異常事態発生時には迅速な報告を義務付けることで、業務の適正を確保します。

当社グループの事業活動の行動規範である「イワタニ企業倫理綱領」を周知徹底することで、グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図ります。

また、「監査部」を設置し、監査役会と密接な関係・連携を持って内部監査を定期的実施し、グループ全体の事業活動が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査します。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

専任の監査役担当を配置し、監査役の補助者及び監査役会の事務局として、監査業務や監査役会の運営を補助します。

⑦ 当社の監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役担当の人事については、監査役会の意見を尊重した上で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。また、業務の遂行に当たっては監査役の指揮命令に従います。

⑧ 当社グループの取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、取締役・執行役員合同会議で決議された事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、当社グループにおける内部監査並びに内部統制評価の実施状況、内部通報制度の運用状況、その他監査役にその職務遂行上報告する必要があると判断した事項について速やかに適切な報告を行うものとします。

また、当社の監査役は、グループ企業の監査役より内部統制の状況等につき定期的に報告を受ける他、会計監査人から会計監査内容につき説明を受ける等、情報の交換を行います。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、周知徹底します。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を負担するため、監査計画に基づき予算を計上します。

また、監査役は、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社へ償還を請求することができます。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役が全ての取締役会、取締役・執行役員合同会議などの重要な会議に出席することに加え、監査役及び監査役会は、代表取締役並びに会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持つことで、会社の業務執行を監査する上での実効性を高めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスについて

当社グループでは、企業理念に基づく具体的行動規範「イワタニ企業倫理綱領」を定め、冊子や電子掲示板を通じてグループ全体への周知徹底に努めました。また、コンプライアンス委員会を年2回開催し、法令遵守に係る研修の実施状況、労務管理対応、法改正等について確認し、法令遵守の徹底を図りました。その他、当社従業員を対象とした法務研修や、グループ会社での経営者・取締役・管理職研修を通してコンプライアンス意識の向上に努めました。反社会的勢力との関係遮断については、平素より対応統括部署にて外部専門機関と連携し情報収集に当たるとともに、行動指針を定め冊子として従業員に配布しております。

② リスク管理について

「危機管理委員会運営規程」に基づき危機管理委員会を年2回開催し、その分科会であるコンプライアンス委員会や工場保安委員会等、8委員会からの報告を受け、顕在しないし潜在する企業危機への管理状況を確認し、取締役会に報告するとともに、適切な対応を行いました。

③ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社グループは、2024年3月期を初年度とする5カ年に亘る中期経営計画「PLAN27」を策定し、連結ベースでの経営指標及び業績管理を行っています。経営幹部が出席して年に1回開催する経営戦略会議ではグループ全体の基本戦略や経営課題を討議しました。取締役等の職務の執行については、効率的に行うために執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と権限の委譲を進めています。本年度は取締役・執行役員合同会議を年12回開催し、職務規程、業務執行規程及び決裁基準に基づき効率的な意思決定を図りました。また、取締役会の実効性の維持・向上のために、取締役、監査役に対しアンケートを実施し、当社取締役会の機能向上に取り組むとともに、取締役、執行役員に対し取締役会の職務や責任等に関するトレーニングプログラムを定期的に行うことで、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽の機会を提供しています。

④ 内部統制・内部監査全般の活動状況について

当社グループは、「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社グループにおける内部統制評価の整備・運用の支援及び財務諸表に係る内部統制評価を行い、内部統制システムの充実を図るとともに、重要な問題が発見された場合は代表取締役へ報告し、適時かつ適正に改善を指導しています。また内部監査については、年間の監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、監査結果を定期的に代表取締役及び監査役へ報告しています。

⑤ 監査役監査の実効性について

監査役は取締役会、取締役・執行役員合同会議、その他重要な会議に出席し、法定事項、決議された事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項等に関する取締役の職務の執行を監視・監督しています。また、監査実施状況については定期的に代表取締役に報告を行っております。

また、会計監査人より事業年度の監査計画や監査結果について定期報告を受けるとともに連携の強化に努めています。グループ企業については取締役や監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてグループ会社に赴き事業の報告を受けています。加えて、グループ会社の監査役とは、年2回（上期・下期）グループ監査役協議会を開催し、監査実施の方法や監査品質の向上について、情報連携を図ることで監査の実効性を確保しています。

⑥ 子会社管理について

グループ会社の経営計画、年度予算、その他事業運営に関する重要な事項について事前承認や報告を「グループ経営に関する規程」に定めており、各社は規程に則り必要に応じて管轄部署と協議の上、当社に対し事前承認や報告を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（概要）

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の向上・株主共同の利益の実現に資する者が望ましいと考えますが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えます。

また、当社は金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現に資するものである限り、否定的な見解を有するものではありません。

ただし、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう又は損なう恐れの高い株式等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。このため、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、不適切な株式等の大規模買付提案に対する一定の備えを設けるとともに、株式等の大規模買付提案について株主の皆様が判断をされるために必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取り組み

当社は、上記基本方針の実現に資する取り組みとして、2024年3月期を初年度とする5カ年に亘る中期経営計画「PLAN27」を策定し、テーマに「水素エネルギー社会の実現に向けて」を掲げ、基本方針を「『社会課題解決』と『持続的成長』に向けた事業拡大」としています。PLAN27では、投資や人材といったリソースを重点投下する分野を重点施策とし、「水素戦略」、「脱炭素戦略」、「国内エネルギー・サービス戦略」、「海外戦略」、「非財務戦略」の5つを掲げて取り組んでいます。

また、当社の利益配分に関する基本方針につきましては、継続的かつ安定的な配当により株主の皆様へ還元すると同時に、成長戦略を支えるための投資等に活用し、企業価値の最大化を図ることで株主の皆様のご期待に応えてまいります。

当社はこれらの取り組みを着実に実行し、「世の中に必要とされる企業」であり続けることにより、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の実現に資することができるものと考えております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	35,096	32,128	274,892	△1,558	340,559
暫定的な会計処理の確定による影響額			17		17
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	35,096	32,128	274,909	△1,558	340,576
当期変動額					
剰余金の配当			△16,241		△16,241
親会社株主に帰属する当期純利益			47,666		47,666
自己株式の取得				△15	△15
自己株式の処分		52		13	65
連結子会社株式の取得による持分の増減		142			142
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△0	△0
持分法の適用範囲の変動			762		762
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	194	32,188	△1	32,380
当期末残高	35,096	32,323	307,098	△1,559	372,957

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	29,334	2,270	11,839	2,031	45,476	11,155	397,191
暫定的な会計処理の確定による影響額							17
暫定的な会計処理の確定を反映した当期首残高	29,334	2,270	11,839	2,031	45,476	11,155	397,209
当期変動額							
剰余金の配当							△16,241
親会社株主に帰属する当期純利益							47,666
自己株式の取得							△15
自己株式の処分							65
連結子会社株式の取得による持分の増減							142
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							△0
持分法の適用範囲の変動							762
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,500	823	4,096	1,243	18,663	741	19,405
当期変動額合計	12,500	823	4,096	1,243	18,663	741	51,786
当期末残高	41,835	3,094	15,936	3,274	64,140	11,897	448,995

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

(イ) 連結子会社の数 100社

(ロ) 主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社の名称については、事業報告中「1. 企業集団の現況に関する事項 (5) 重要な親会社及び子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載しております。

なお、当連結会計年度に連結子会社が3社増加し、8社減少しました。

増加については、1社は株式購入によるもの、2社は重要性が増したことにより、新たに連結の範囲に含めたものです。

減少については、3社は清算によるもの、5社は連結子会社との合併によるものです。

(2) 主要な非連結子会社名及び連結の範囲から除いた理由

イワタニガスエンジニアリング(株)ほか非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産の合計額、売上高の合計額、当期純損益の合計額（持分に見合う額）及び利益剰余金等の合計額（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なり、決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の計算書類を使用している子会社は次のとおりであります。

連結子会社名	決算日
DALIAN IWATANI GAS MACHINERY CO., LTD. (大連岩谷気体機具有限公司)	12月末日
その他の海外子会社 32社	12月末日

(4) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社のうち子会社としなかった会社名と理由

該当事項はありません。

(5) 支配が一時的であると認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

(6) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した会社名と数

イワタニガスエンジニアリング(株)等非連結子会社50社、日鉱液化ガス(株)等関連会社34社、合計84社の投資については持分法を適用しております。

なお、当連結会計年度に持分法適用会社が6社増加し、11社減少しました。

増加については、株式購入によるものです。

減少については、2社は重要性が増したことにより新たに連結の範囲に含めたもの、2社は清算によるもの、5社は連結子会社との合併によるもの、1社は株式譲渡によるもの、1社は増資に伴う持分比率の低下によるものです。

(2) 持分法を適用しない会社名と理由

持分法を適用していない関連会社の主要な会社は次のとおりであります。

甲賀協同ガス(株)

静岡ガスセンター(株)

大阪マルキガス(株)

これらの関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社名と理由

該当事項はありません。

(4) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

1) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

2) その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの ……時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ……………時価法

(ハ) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する

棚卸資産……………評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

1) 商品

総合エネルギー事業：主として総平均法

それ以外……………主として先入先出法

2) 製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

主として移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産……………主として定率法

（リース資産を除く）……………ただし、以下のものは定額法

1) 当社の堺LPG貯蔵基地、水素ステーションに係る有形固定資産

2) 一部の連結子会社の高圧ガス製造設備等

3) 1998年4月1日以後に取得した建物

（建物附属設備を除く）

4) 2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物

(ロ) 無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(ハ) リース資産

所有権移転外

ファイナンス・リース……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、リース契約1件あたりのリース料総額が3百万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(ニ) 長期前払費用……………均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額を計上しております。
- (ハ) 役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ロ) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(ハ) のれんの償却に関する事項

のれんについては、その投資効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却を行っております。

(二) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社及び連結子会社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しています。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が、特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で連結計算書類に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を純額で連結計算書類に表示しています。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社及び連結子会社が権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、当社及び連結子会社が第三者のために回収する額を除いています。また、顧客からの取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいません。

当社及び連結子会社のセグメントごとの主要な事業内容は下記のとおりです。

総合エネルギー事業は、民生用ＬＰガスや、工場で使用される産業用のＬＰガス・ＬＮＧ及びカセットコンロ・カセットボンベや富士の湧水などの生活関連商品やガス関連機器、電気を販売しています。

産業ガス・機械事業は、エアセパレートガス（酸素・窒素・アルゴン）、水素、ヘリウム、炭酸ガス、半導体材料ガスや医療用ガスなどの産業ガス及び各種ガス製造・供給設備、ＦＡシステム、溶接装置、半導体製造装置、環境機器などの機械を販売しています。

マテリアル事業は、樹脂原料や樹脂製品、ミネラルサンドなどの資源、ステンレスや非鉄金属、二次電池材料等を販売しています。

総合エネルギー事業やマテリアル事業等において、当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

また、ＬＰガス等の収益認識における検針日基準（検針により顧客のＬＰガス等の使用量に基づく収益計上を行う方法）については、決算月の検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積もったうえで計上しております。

なお、商品及び製品の販売については引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。また、商品及び製品の国内の販売において、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(ホ) 連結計算書類に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針の変更に関する注記

(棚卸資産の評価方法の変更)

従来、総合エネルギー事業に係る商品の評価方法について、主として先入先出法を採用していましたが、第3四半期連結会計期間より、主として総平均法に変更しております。この変更は、基幹システムの変更を契機に、棚卸資産の評価及び期間損益計算をより適正に行うことを目的としたものであります。

なお、過年度に関する必要なデータが一部入手不可能であり、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能であるため、前連結会計年度末の帳簿価額を当連結会計年度の期首残高として計算しております。

また、本変更は、当該基幹システムの運用開始時点である第3四半期連結会計期間より適用しております。この変更による影響は軽微であります。

未適用の会計基準等に関する注記

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 9,729百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の計上については、将来の利益計画に基づいた課税所得の見積りを実施したうえで、将来の税金負担額を軽減する効果があるかどうかにより判断を行い、回収可能性の高い金額について計上を行っております。

② 算出仮定

繰延税金資産の計上については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第6項に基づいて将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうか、当社及び連結子会社ごとに判断を行っております。

特に、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性については過去の業績や納税状況、将来の業績予測等を総合的に勘案したうえで、将来の一時差異等加減算前課税所得について合理的に見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経済環境等の変化により当該課税所得の見積りについて見直しが必要となった場合、繰延税金資産が減額される可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失（建物及び構築物、機械装置及び運搬具等） 1,548百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

固定資産の減損については、「固定資産の減損に関する会計基準」に基づき、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状況にある固定資産については回収可能性を反映させるように回収可能価額を見積り、帳簿価額を減額する処理を行っております。

② 算出仮定

減損損失の認識及び測定に用いられる将来キャッシュ・フローについては、将来の利益計画に基づき、経営環境等の外部要因に関する情報や売上見込み及び予算等の内部情報との整合性及び資産グループの現在の使用状況や使用計画等を考慮したうえで合理的に見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りの前提となる将来の利益計画等について、条件の見直しが必要となった場合には、追加の減損損失が発生する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(1) 債務の担保に供している資産は次のとおりです。

(差入資産の種類)

建 物 及 び 構 築 物	703百万円
土 地	180 //
投 資 有 価 証 券	485 //
合 計	1,369百万円

(債務の種類)

支 払 手 形 及 び 買 掛 金	854百万円
短 期 借 入 金	140 //
合 計	994百万円

(2) 第三者の借入等に対する担保に供している資産は次のとおりです。

(差入資産の種類)

投 資 有 価 証 券	480百万円
-------------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 322,418百万円

3. 圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は9,708百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。なお、内訳は次のとおりです。

建 物 及 び 構 築 物	1,177百万円
貯 蔵 設 備	1,304 //
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	6,826 //
工 具 、 器 具 及 び 備 品	87 //
土 地	68 //
リ ー ス 資 産	5 //
建 設 仮 勘 定	45 //
ソ フ ト ウ エ ア (無形固定資産「その他」)	7 //
借 地 権 (無形固定資産「その他」)	185 //
合 計	9,708百万円

4. 保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(関係会社)

蘇州金生機能材料有限公司	61百万円
--------------	-------

5. 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

受取手形割引高	115百万円
---------	--------

受取手形裏書譲渡高	192 //
-----------	--------

6. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形	3,914百万円
------	----------

売掛金	146,075 //
-----	------------

契約資産	875 //
------	--------

連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	234,246,596	—	—	234,246,596

2. 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	4,107,871	10,470	47,794	4,070,547

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	4,054株
持分法適用会社に対する持分変動に伴う 自己株式の増加	284株
持分法適用会社が取得したこと等による 自己株式（当社株式）の当社帰属分の増加	6,132株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬制度としての自己株式の処分 による減少	41,700株
持分法適用会社に対する持分変動に伴う 自己株式の減少	632株
持分法適用会社が処分したこと等による 自己株式（当社株式）の当社帰属分の減少	5,462株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	10,826	47	2025年3月31日	2025年6月19日
2025年11月11日 取締役会	普通株式	5,414	23.5	2025年9月30日	2025年12月15日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月17日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	5,414	23.5	2026年3月31日	2026年6月18日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金の運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、短期資金は金融機関からの借入やコマーシャル・ペーパーで調達、長期資金は金融機関からの借入や社債で調達しております。受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

社債及び長期借入金の使途は、株式取得資金及び設備投資資金等であります。なお、デリバティブは社内管理規程に従い実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
①其他有価証券	79,161	79,161	－
②関係会社株式	133,364	172,842	39,478
③満期保有目的の債券	180	122	△57
資産計	212,706	252,127	39,421
(1) 社債	70,000	66,182	△3,817
(2) 長期借入金	136,830	131,661	△5,169
負債計	206,830	197,843	△8,986
デリバティブ取引※			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	305	305	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	4,128	4,128	－
デリバティブ取引計	4,433	4,433	－

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

- (注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」及び「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 市場価格のない株式等は上表には含めておりません。また、投資事業有限責任組合出資金等は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）」第24-16項に基づき、上表に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,825
関係会社株式	16,261
関係会社出資金	2,792
投資事業有限責任組合出資金	9,998
リミテッド・パートナーシップへの出資金	1,517
出資金	979

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	79,161	—	—	79,161
資産計	79,161	—	—	79,161
デリバティブ取引				
通貨関連	—	4,433	—	4,433
デリバティブ計	—	4,433	—	4,433

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
①関係会社株式	172,842	—	—	172,842
②満期保有目的の債券	—	122	—	122
資産計	172,842	122	—	172,965
(1) 社債	—	66,182	—	66,182
(2) 長期借入金	—	131,661	—	131,661
負債計	—	197,843	—	197,843

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式と関係会社株式の一部については活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

満期保有目的の債券の時価は、元利金の合計額を一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	総合 エネルギー 事業	産業ガス・ 機械事業	マテリアル 事業	計		
日本	354,021	209,427	172,250	735,699	32,422	768,122
東アジア	12,367	43,325	13,857	69,551	428	69,979
東南アジア	669	21,163	15,289	37,122	5	37,127
その他の地域	674	14,814	16,979	32,467	－	32,467
顧客との契約から 生じる収益	367,732	288,730	218,377	874,840	32,856	907,696
その他の収益	－	－	－	－	825	825
外部顧客への売上高	367,732	288,730	218,377	874,840	33,681	908,522

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食品、畜産、金融、保険、運送、保安、情報処理等を含んでおります。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 東アジア……………中国、台湾、韓国

(2) 東南アジア……………シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム

(3) その他の地域………米国、オーストラリア

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

3. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (二) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	187,745
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	177,586
契約資産（期首残高）	879
契約資産（期末残高）	875
契約負債（期首残高）	8,330
契約負債（期末残高）	8,007

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引において、認識した収益にかかる未請求の対価に対する権利に関するものであります。なお、受領する対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は主に顧客に財又はサービスを移転する義務のうち、顧客から受け取った前受金に関するものです。期首に計上されていた契約負債残高は概ね1年以内に収益を認識し、取り崩されています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約のため、注記の対象に含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,898円97銭
1株当たり当期純利益	207円10銭

企業結合等に関する注記

(取得原価の当初配分額の重要な見直し)

2024年11月29日に行われたアイエスジー株式会社との企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額4,082百万円は、会計処理の確定により1,872百万円減少し、2,210百万円となっております。のれんの減少は、無形固定資産のその他（顧客関連資産）2,729百万円及び繰延税金負債856百万円の増加によるものであります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 本 金	資 剰 余 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 剰 余 益 金 計		
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	35,096	20,100	13,178	33,278	242	156,560	156,803	△1,440	223,736
当期変動額									
剰余金の配当						△16,241	△16,241		△16,241
当期純利益						34,403	34,403		34,403
固定資産圧縮積立金の横立					742	△742	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 6	6	－		－
自己株式の取得								△ 6	△ 6
自己株式の処分			52	52				12	64
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	52	52	735	17,426	18,162	5	18,220
当期末残高	35,096	20,100	13,230	33,330	978	173,986	174,965	△1,434	241,957

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	27,724	2,628	30,352	254,089
当期変動額				
剰余金の配当				△16,241
当期純利益				34,403
固定資産圧縮積立金の積立				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
自己株式の取得				△6
自己株式の処分				64
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10,178	△24	10,154	10,154
当期変動額合計	10,178	△24	10,154	28,374
当期末残高	37,902	2,604	40,506	282,464

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

(イ) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

(ロ) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

(ハ) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの ……時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する

棚卸資産……………評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品

(イ) 総合エネルギー事業：主として総平均法

(ロ) それ以外 ……：先入先出法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く） ……ただし、以下のものは定額法

(イ) 堺LPG貯蔵基地、水素ステーションに係る有形固定資産

(ロ) 1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）

(ハ) 2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物

(2) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く） ……なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間

（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外

ファイナンス・リース……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、リース契約1件あたりのリース料総額が3百万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用……………均等償却

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しています。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が、特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で計算書類に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を純額で計算書類に表示しています。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、当社が第三者のために回収する額を除いています。また、顧客からの取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいません。

当社のセグメントごとの主要な事業内容は下記のとおりです。

総合エネルギー事業は、民生用ＬＰガスや、工場で使用される産業用のＬＰガス・ＬＮＧ及びカセットこんろ・カセットボンベや富士の湧水などの生活関連商品やガス関連機器を販売しています。

産業ガス・機械事業は、エアセパレートガス（酸素・窒素・アルゴン）、水素、ヘリウム、炭酸ガス、半導体材料ガスや医療用ガスなどの産業ガス及び各種ガス製造・供給設備、ＦＡシステム、溶接装置、半導体製造装置、環境機器などの機械を販売しています。

マテリアル事業は、樹脂原料や樹脂製品、ミネラルサンドなどの資源、ステンレスや非鉄金属、二次電池材料等を販売しています。

総合エネルギー事業やマテリアル事業等において、当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

また、ＬＰガスの収益認識における検針日基準（検針により顧客のＬＰガスの使用量に基づく収益計上を行う方法）については、決算月の検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積もったうえで計上しております。

なお、商品の販売については引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。また、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(3) 計算書類に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針の変更に関する注記

(棚卸資産の評価方法の変更)

従来、総合エネルギー事業に係る商品の評価方法について、先入先出法を採用していましたが、第3四半期会計期間より、主として総平均法に変更しております。この変更は、基幹システムの変更を契機に、棚卸資産の評価及び期間損益計算をより適正に行うことを目的としたものであります。

なお、過年度に関する必要なデータが一部入手不可能であり、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能であるため、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として計算しております。

また、本変更は、当該基幹システムの運用開始時点である第3四半期会計期間より適用しております。この変更による影響は軽微であります。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,965百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の計上については、将来の利益計画に基づいた課税所得の見積りを実施したうえで、将来の税金負担額を軽減する効果があるかどうかにより判断を行い、回収可能性の高い金額について計上を行っております。

② 算出仮定

繰延税金資産の計上については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第6項に基づいて将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうか、判断を行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

経済環境等の変化により当該課税所得の見積りについて見直しが必要となった場合、繰延税金資産が減額される可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失（建物、構築物等） 605百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

固定資産の減損については、「固定資産の減損に関する会計基準」に基づき、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状況にある固定資産については回収可能性を反映させるように回収可能価額を見積り、帳簿価額を減額する処理を行っております。

② 算出仮定

減損損失の認識及び測定に用いられる将来キャッシュ・フローについては、将来の利益計画に基づき、経営環境等の外部要因に関する情報や売上見込み及び予算等の内部情報との整合性及び資産グループの現在の使用状況や使用計画等を考慮したうえで合理的に見積りを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りの前提となる将来の利益計画等について、条件の見直しが必要となった場合には、追加の減損損失が発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

第三者の借入等に対する担保に供している資産は次のとおりです。

(差入資産の種類)

投 資 有 価 証 券	480百万円
-------------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 107,544百万円

3. 圧縮記帳額

国庫補助金等による圧縮記帳額は7,217百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。なお、内訳は次のとおりです。

建 物	370百万円
構 築 物	372 //
貯 蔵 設 備	1,294 //
機 械 及 び 装 置	4,774 //
船 舶	55 //
車 両 運 搬 具	83 //
工 具 、 器 具 及 び 備 品	49 //
土 地	25 //
リ ー ス 資 産	5 //
借 地 権	185 //
合 計	7,217百万円

4. 保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(関係会社)

米 国 岩 谷 会 社	9,033百万円
山口リキッドハイドロジェン(株)	108 //
合 計	9,141百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務で、区分掲記されたもの以外は次のとおりであります。

短 期 金 銭 債 権	28,369百万円
長 期 金 銭 債 権	6百万円
短 期 金 銭 債 務	27,142百万円
長 期 金 銭 債 務	37百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売	上	高	134,770百万円
仕	入	高	101,582百万円
そ の 他 の 営 業 取 引 高			33,262百万円
営 業 取 引 以 外 の 取 引 高			24,930百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,887,056	4,054	41,700	3,849,410

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	4,054株
------------------	--------

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬制度としての自己株式の処分による減少	41,700株
-----------------------------	---------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	146百万円
賞与引当金	786 //
未払事業税	238 //
投資有価証券評価損	236 //
関係会社株式評価損	2,034 //
減損損失	586 //
不動産信託解約損	319 //
退職給付引当金	△201 //
その他	2,829 //
繰延税金資産小計	6,977百万円
評価性引当額	△5,012百万円
繰延税金資産合計	1,965百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△17,179百万円
固定資産圧縮積立金	△447 //
繰延ヘッジ損益	△1,192 //
その他	△396 //
繰延税金負債合計	△19,215百万円

繰延税金負債純額	△17,249百万円
----------	------------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.6 //
住民税均等割	0.1 //
税制改正による税率変更の影響	0.1 //
その他	△0.5 //
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.6%

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、社用車（車両運搬具）等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1	年	内	2,454百万円
1	年	超	8,028 //
合		計	10,482百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	岩谷瓦斯株式会社	100%	製品等の購入 役員の兼任	製品等の購入	44,369	買掛金	6,326
子会社	岩谷興産株式会社	100%	資金の貸付 資金の借入 役員の兼任	資金の貸付	47,500	短期貸付金	—
				資金の返済	51,000		
				資金の貸付	—	長期貸付金	948
				資金の返済	351		
				資金の借入	18,500	短期借入金	1,500
				資金の返済	17,000		
子会社	岩谷（中国）有限公司	100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入	5,529	短期借入金	8,028
				資金の返済	4,457		
子会社	米国岩谷会社	100%	債務保証 役員の兼任	債務保証(注)3	9,033	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品等の購入につきましては、一般取引条件を勘案して決定しております。
2. 子会社に対する貸付金及び子会社からの借入金につきましては、市場金利等を勘案して利率を決定しております。
3. 金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,225円99銭
1 株当たり当期純利益	149円33銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。